

長建協発第103号
平成23年 5月30日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

東日本大震災に伴う下請債権保全支援事業の拡充について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援策として利用が図られてきたところです。

国土交通省では、今般の東日本大震災を受け、被災地域における建設企業の資金調達の円滑化を図るため、本事業を拡充し、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権を支払期日前にファクタリング事業者が買い取る場合に、債権の買取時の下請建設企業等の金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を行うことができるよう新たに措置されました。

加えて、被災地域において行われる災害廃棄物の撤去等に係る債権についても補償を受けられることとなりました。

以上のことについて、国土交通省総合政策局建設業課並びに建設市場整備課より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。